

建設工事にかかる前金払の一部改正についてのお知らせ

平成27年3月17日

建設業者のみなさまへ

このことについて、新ひだか町の建設工事にかかる前金払の規則及び運用方法の一部を、次のとおり改正しましたので、取り扱いに十分ご留意願います。

記

1 改正部分

建設工事に使用する「建設工事請負契約書」の約款の一部とその運用方法を改正します。

2 改正内容

【改正前】

- (1) 前金払は請負代金額の10分の3に相当する額の範囲内で請求できる
- (2) 変更契約で減額した場合、前払金の返還義務が発生するのは変更後の契約額の10分の4を超えたとき
- (3) 対象工事は設計額1000万円以上で工期が60日以上の場合

【改正後】

- (1) 前金払は請負代金額の10分の4に相当する額の範囲内で請求できる
- (2) 変更契約で減額した場合、前払金の返還義務が発生するのは変更後の契約額の10分の5を超えたとき
- (3) 対象工事は設計額300万円以上の場合 (工期の制限は無し)

3 施行日 平成27年4月1日

4 その他

- (1) 今回改正する建設工事とは、建設業法第2条第1項で規定する工事が対象で、設計・調査・機械製造・測量等は改正しません。
- (2) 4月以降の工事設計の際には十分ご留意下さい。